

第1回磐田市立小・中学校通学区域審議会

- | | | | | |
|---|------|--|------------|---|
| 1 | 日 時 | 平成30年7月6日(金) | 午後2時から4時 | |
| 2 | 場 所 | 磐田市役所西庁舎 | 3階 303 会議室 | |
| 3 | 出席者 | 鳥居節夫 市議会議員
村上勇夫 磐田市自治会連合会会長
伊藤豪紀 磐田市立青城小学校 PTA 会長
大村高弘 磐田市立磐田中部小学校長
村松昌和 前磐田地区社協連絡協議会副会長
磯部公明 地域づくり応援課長 | | 小柳貴臣 市議会議員
深田研典 磐田市自治会連合会副会長
堀川 晋 磐田市立磐田第一中学校 PTA 会長
伊藤貴子 民生委員・児童委員
福井 啓 市民課長補佐 |
| 4 | 出席職員 | 教育長、学校教育課長、教育支援グループ長、担当指導主事 | | |
| 5 | 傍聴人 | 0人 | | |

委嘱状及び任命書の交付

教育長挨拶

第1回磐田市立小・中学校通学区域審議会に御参加いただき、ありがとうございます。ただ今、継続の方が9名、新任の方が3名、計12名の皆様に、委嘱状及び任命書を交付させていただきました。1年間よろしくお願いします。

昨今、幼い子が犠牲になる大変痛ましい事件が続いています。その中には、児童相談所や警察など、各機関がもう少し連携を取っていれば解決できたのではないかと感じるものもあります。そのような事件・事故は数多く起こっていますが、我が国のこれまでの伝統や文化、社会を含め、日本という国そのものが思いやりの心からできあがっている、つまり人と人とのつながりがあって、日本という国はできあがっていると考えます。その中で、地域づくり、学校づくりは大変重要なポイントになってくると思います。

学校づくりについては、御存知のように、ながふじ学府一体校が建設の運びになってまいりました。磐田市の小中一貫教育には、日本の社会の中で希薄になってきた、人と人とのつながりやかかわりというものを、もう一度見直していきましょうという願いが込められています。より良い地域づくり、学校づくりというものが、直接的ではなくても、痛ましい事件や事故を防止することになると考えます。

この通学区域審議会は、通学区域の適正化を図るものですが、区分けの裏側には人の思い、住民の皆様の思い、自治会の皆様の思いが存在しているものと思います。本日の議案の中には、通学区域について住民の思いを受け、弾力的な判断をお願いすることになるものもあります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

自己紹介

会長・副会長選出

会長に村松昌和氏、副会長に村上勇夫氏を選出

会長あいさつ

会長として4年目になります。よろしくお願いいたします。この会は、教育の内容等ではなく、子どもたちがどこの学校に通うのかという通学区域を審議していただくものでありますので、それを踏まえて本日の審議をお願いします。

磐田市では、これまでの通学区域審議会においても、指定された学校以外への通学について審議された経緯があります。そして、現在では、様々な事情によって、学区外の学校に通学している子どもたちがいます。例えば、中学校では、指定の学校に希望する部活動がないために、学区外の学校に通学している生徒もいます。一方、2つの中学校が合同で部活動のチームを作ることで、生徒が地元の学校に通いながら希望の部活動にも入れるという手立てをとっている学校もあります。

また、昨年度の2回目の審議会でも話題となりましたが、平成33年度のながふじ学府一体校の開校が近づく中で、地元住民から「同じ学府の中であるならば、より家から近い学校に通いたい。」という要望が出てくるだろうということは予想されました。本日の審議会では、そのような要望を受けての議案も審議されます。磐田市の小中一貫教育に関連した通学区域の審議としては、今回が初の審議ということになり、今後、これに倣った要望が他地域から出てくる可能性もあります。その点も考慮して、本日の審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 事

○関係法令及びこれまでの経過について

○通学区域制度の現状について（以上2点について、事務局より説明）

（委員）ながふじ学府一体校の中学校となる豊田中学校には、現在でも学区外から40名という多くの生徒が通学しています。これは、同じ学府内の豊田東小学校や豊田北部小学校の卒業生ではなく、岩田小学校の卒業生が指定校である向陽中学校ではなく、豊田中学校に学区外就学をしているものだと思います。

（委員）磐田市以外の市町の中学校に区域外就学をしている生徒が120人いるということで、こんなに多いのかと少し驚いています。その生徒たちの通っている学校が、資料に載っている浜松市や静岡市清水区の中学校、国立の附属中学校などになります。

○磐田市立小中学校通学区域規則の一部改正について

（事務局）豊田東小学校の通学区域である富岡地区の自治会から、6月15日に通学区域変更の要望書が提出されました。概要を説明します。

- ・ 豊田東小学校の通学区域のうち、富里の一部（上気賀地区の里）、東名の一部（勾坂下地区の里）、豊田の一部（気賀東地区）から豊田東小学校に通学する児童は、土砂災害警戒区域を通過するという不安を抱えている。
- ・ それらの地域では、有事の際の指定避難場所が豊田北部小学校になっているため、保護者は豊田北部小に避難し、子どもは豊田東小に留め置くことで、親子が離れ離れとなり、子どもたちの不安と保護者の心配は、大きなものになると考えられる。
- ・ 平成33年度4月に、ながふじ学府一体校の開校が予定されている中、これらの地区の子どもたちが安全に登下校をし、安心して学校生活を送ることができるようにするために、次のように要望す

る。

- 平成 33 年 4 月のながふじ学府一体校の開校のときから、当該 3 地区の指定校を、現在の豊田東小学校から豊田北部小学校へ変更すること。
- その変更にかかわらず、一体校開校の前年の平成 32 年度において、当該 3 地区から豊田東小学校に就学している児童は、通学区変更後も希望により卒業まで豊田東小学校へ就学できるようにすること。その上で、一体校開校後、兄・姉が豊田東小学校に就学している場合は、その弟、妹も豊田東小学校へ就学できるようにすること。
- 当該 3 地区において、一体校開校前の平成 32 年度までに豊田東小学校への入学、転入、編入の予定がある児童は、希望により豊田北部小学校へ就学できるようにすること。また、平成 30 年度において当該 3 地区から豊田東小学校に就学している 1 年生から 5 年生までの児童は、希望により、来年度、豊田北部小学校へ就学できるようにすること。

(委員) はじめに、この要望書は、どういう人たちの思いがまとめられたものなのか確認したいと思います。要望書には、自治会連合会豊田支部の支部長さん、富岡地区の地区長さん、そして、上気賀・匂坂下・気賀東のそれぞれの自治会長さんの名前だけが入っていますが、当然、当該 3 地区の小学生やその保護者のみなさんも同意しているということによろしいですか。

(事務局) 地域での会合も重ねられ、保護者のみなさんも同意しています。

(委員) 豊田東小学校がある地域からは、自治会の中で統合の話も出ていると思いますが、それも含まれた上で、今回の要望が出てきているのでしょうか。

(委員) 自治会の再編成の話は、これらの 3 地区ではなく、今、新しい住宅が多く建てられている高見丘という地区から出されています。今回の要望により、同じ自治会の中で違う学校に通学する子どもがいるということになります。このようなことは、富岡地区以外でも起こる可能性があります。

(事務局) 以前の通学区審議会で、指定校よりも通学距離が近い学校がある場合は、利便性や安全性を考慮して近い方に通学することができるということについて、審議したことがありました。そのとき、実際に気賀東地区の坂を歩いてみましたが、かなり急坂で木々も多く茂っていて、子どもたちにとっては負担もあると感じました。

(委員) 現在の規則では、希望を出せば、指定校以外の学校に自由に行けるのですか。そうなると、学校の規模に偏りが出てくるのではないかという不安もありますが。

(事務局) 自由に行けるということではありません。希望する学校までの距離が指定校よりも近く、安全に通うことができる場合には可能性はあります。

(事務局) 現在の規則において学区外就学を認める場合、通学における利便性に関しては実際に距離を測って近いことを確認しますし、部活動の関係では隣接する学区の中学校に限り認めています。自由に決められるということではありません。また、学校規模という点で、豊田東小学校は現在、少しずつ児童数が増えています。また、今回、対象となっている地域の全ての子どもが豊田北部小学校に通うことにはならないと思いますので、豊田東小学校の学校運営に支障を来すようにはならないと考えます。

(委員) 今回の要望は、地域の事情もあると思いますし、関係するみなさんで話し合った上で、このような方向性が出されているので、それで良いと思います。以前、豊岡東小学校と豊岡北小学

校の統合準備会に参加させていただきましたが、そのときに教育委員会や学校に配慮をお願いしたのは、住み慣れた学校を、小学校の途中から変わることになる子どもたちへの、心の面での配慮でした。新しい友達ができて、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、心のケアを十分に行ってほしいとお願いしました。その点を考慮して、弾力的な対応を行うことを通学区域規則の中に明示したり、学校が保護者と連携して受け入れ態勢を整えたりして、大きな問題も起こることなく、現在では一つの学校として、子どもたちは楽しく生活しています。ですので、子どもの心に目を向けて、地域も、学校も、教育委員会も配慮をお願いしたいと思います。例えば、豊岡の場合は、統合一年目の学級編制において、豊岡東小学校の子が同じ学級に入るような配慮もしていただきました。このようなことは、今後、他の地域でも起こると思いますが、学区が変わることは子どもたちにとって心に負担がかかることですので、学校と家庭が連携して子どもの心をケアしてもらいたいと思います。また、現在、県内外において登下校時の子どもの悲しい事故や事件が起こっています。学校が変わることで通学路も変わりますので、通学路の安全確保についても今後の検討事項の中に入れていただければと思います。

(委員) 今回の要望書に係る今後の対応について、説明をお願いします。

(事務局) 本日の審議会で、今回の要望書の内容が適当であると判断された場合、次のように対応していきます。

- ・ 平成 30 年 7 月 26 日の例規審査委員会に磐田市通学区域規則の一部を改正する案（当該 3 地区において、一体校開校前の平成 32 年度までに豊田東小学校への入学、転入、編入の予定がある児童は、希望により豊田北部小学校へ就学できるようにすること。また、本年度、平成 30 年度において当該 3 地区から豊田東小学校に就学している 1 年生から 5 年生までの児童は、希望により、来年度、豊田北部小学校へ就学できるようにすること。）を提出
- ・ 同日の定例教育委員会にて協議 → 9 月以降に周知し、希望数を把握
- ・ 平成 31 年度の例規審査委員会に磐田市通学区域規則の一部を改正する案（平成 32 年度において、当該 3 地区から豊田東小学校に就学している児童は、通学区変更後も希望により卒業まで豊田東小学校へ就学できるようにすること。その上で、一体校開校後、兄・姉が豊田東小学校に就学している場合は、その弟、妹も豊田東小学校へ就学できるようにすること。）を提出
- ・ 同年度の定例教育委員会にて協議 → 以降周知し、希望数を把握

(委員) 今回の要望書の内容を、2 回に分けて例規審議委員会に提出していくということですね。

(事務局) そうなります。規則改正の手順等については、市の総務課の文書法制担当に事前に相談し、そのような対応をしていくのがよいというアドバイスをもらいました。要望書も資料として提出してあります。7 月 26 日の例規審査委員会では、平成 31 年度及び 32 年度において、当該 3 地区の児童に対して、希望により豊田北部小学校への通学を認めるということを、磐田市小中学校通学区域規則の別表第 4（学区外就学の条件）に付け加えるという改正について審議が行われます。

(委員) 規則の改正は 2 回に分けて行われるということでやや複雑になっていますが、本日の審議会で、要望書の内容全体について認めるかどうかということを審議することになります。

(事務局) 補足になりますが、今回の通学区域変更について当該 3 地区の保護者に説明した際に、保護者からは「豊田東小学校に通っている子は、規則変更後もそのまま豊田東小学校に通わせてほ

しい。」とか、「規則変更によって、豊田東小学校から豊田北部小学校に転校することになるという子どもの不安感を考えると、学府一体校が開校することが決まっているのなら、はじめから豊田北部小学校に通うことで、子どもが安定した学校生活を送ることができるようにしてほしい。」といった要望が出ています。そういった保護者の願いがあったので、このような仕組みになっています。

(委員) 今現在通っている子どもたち、そしてこれから通うことになる子どもたち、そのどちらをも考慮した要望書になっているということですね。

(委員) 学府一体校の開校に関して、当事者である豊田東小学校の保護者の方々には、いろいろな心配事があると思います。それを考慮し、保護者の気持ちを様々な面から考えた上での規則の改正であるということが理解できました。

(委員) 子どもたちのために通学区域の改正をしていくということが確認できましたので、審議会ではこの要望書の内容を認めるということで、よろしいでしょうか。

(一同同意)

(委員) 今後の事務局の対応については、いかがでしょうか。

(委員) 9月以降に、規則改正の周知をし、希望数を把握するのは、どこが行うことですか。

(事務局) 教育委員会が行います。在校生の保護者には学校を通して、新入生の保護者には10月の就学時健康診断の機会を利用して、その他の市民には「広報いわた」の中で周知していきます。希望数の把握は、以前、豊岡東小学校と豊岡北小学校の統合前に希望をとったようなやり方で把握していきます。

(事務局) 転入生や編入生は必ず市民課に来ます。市外から来る人もいますので、学区についてはそこで説明をします。

(委員) 要望書の内容すべてが一度に認められたのではなく、これから段階的に、磐田市の規則として認められていきますということも周知していく必要があると思います。

(事務局) 豊田地区ではこれまでも地域の会合を積み重ねてきました。今後も教育委員会と豊田支所が連携して、そのような場において周知していきます。

(委員) 今回の規則改正について別表第4に付け加えた後、33年度以降に削除する必要があるかと思えます。また、以前、豊岡北小学校への学区外就学を認めたときには、その内容を附則として付け加えましたが、今回はそのようなやり方にはしないのですか。

(事務局) 付け加えた部分だけを削除することになります。そのときには、本日のように通学区域審議会を開催して、その後、例規審査委員会に改正案を提出します。また、附則に付け加えるという案について事前に総務課に相談したところ、今回の改正は別表第4に付け加えるやり方がよいと判断されました。

(委員) それでは、今後の事務局の対応について、提案のように進めていくということでよろしいでしょうか。

(一同同意)

(委員) それでは、提案のように今後の対応を進めていくことを、事務局にお願いします。

○今後の課題について

(委員) みなさんのところに、通学区に関係することで何か要望や心配されること等は入っています

でしょうか。また、本日の審議内容で、もう一度確認したいことはありますか。

(委員) 東部小学校の学区で、これから新駅の建設が予定されている新貝地区についてですが、現在住宅がかなり増えています。そこから東部小学校に通うよりも、田原小学校に通う方が、かなり近くなります。両小学校とも、みやのもり学府内の小学校ということで、通学区域の見直しという話が出てくる可能性はあると思います。

(委員) 現在、間を空けて離れたところに同じ自治会が存在している地区もあります。こういった場合、将来的に学区が変わって、同じ自治会でも別々の学校に通うことになってしまう可能性もあるので、自治会を新しくつくりたり再編制したりするときには、学区のことも考えて、慎重に検討していく必要があると思います。

(委員) 昔から続いてきた自治会の集合体が、現在では当時の人数のバランスが崩れて、人数が大きく減っているところもあれば、急増しているところもあります。しかし、それぞれの自治会の歴史等もあるので、少なくなったからと言って単純に統合するというわけにはいかないと思います。今までは「小学校区」というものが一つのコミュニティの範囲だと考えていましたが、それも変わってきているので、これからのエリア（区分け）の考え方は非常に難しくなってくると思います。

(事務局) 業者が住宅を売り出すときに、その土地がどこの小学校区になるのかということが分かりにくい場合もあり、業者が間違えて売り出してしまうようなことがあります。

(委員) 磐田市内でも、以前にそのようなことがあり、問題になったことがありました。教育委員会と自治会や業者がしっかりと連携して、気を付けて対応していかなければなりません。

(委員) 部活動によって指定校以外の中学校を選んでいる子が6名いますが、このような子はだんだん増えているのですか。

(事務局) この特例は、自分の学校に希望する部活動がない場合で、隣接する中学校に限り就学が認められます。部活動を理由にどこの中学校へも通えるということではありません。また、昨年度の6名という数は、ほぼ例年通りです。

(委員) 磐田市では陸上競技など、各中学校から生徒が集まって、一括して指導を行っている「磐田スポーツ部活」がありますね。子どもたちのことを考えた、よい取組だと思います。

(委員) 様々な御意見をいただき、ありがとうございました。